

## 職場における喫煙対策の実施状況についての調査概要

### 1. 調査の目的等

#### (1) 調査目的

健康増進法が平成 15 年 5 月 1 日から施行され、その第 25 条において「学校、病院、事務所、官公庁施設、飲食店等、多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」こととされた。

職場における喫煙対策については、平成 8 年 2 月 21 日に公表された基発第 75 号「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が廃止され、新たに平成 15 年 5 月 9 日付けで基発第 0509001 号「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（以下「新ガイドライン」という）が公表され、新ガイドラインに基づき各事業場において喫煙対策が推進されるようになり 5 年が経過したところである。

新ガイドラインが公表され 1 年が経過した平成 16 年の 10 月から 11 月にかけて、事業場における新ガイドラインの普及度を調査し、各事業場における喫煙対策推進上の問題点、タバコ問題・喫煙対策等の動向、効果的な喫煙対策等に関しアンケート調査を行った。以来毎年同様のアンケート調査を実施し、職場における喫煙対策の実施状況を把握してきた。

今年度も引き続きアンケート調査を行い、この 1 年間で事業場の喫煙対策の実態がどのように変わったかを把握し、今後の職場における喫煙対策のさらなる普及啓発に資することとした。

#### (2) 調査方法

調査は民間情報会社の所有する事業場データ（抽出条件を出来るだけそろえるため、平成 16, 17, 19 年度に利用したデータを指定）を利用し、規模別・業種別に 5000 事業場を無作為に抽出してアンケート調査票を送付する通信調査によって実施した。なお、事業場の抽出については、以下のような条件で行った。

- ① 事業場の規模の割合は「10~49 人」「50~299 人」「300 人以上」に対し 4 : 4 : 2 の割合で送付数を案分した。
- ② 業種ごとの送付数については平成 18 年労働基準監督年報（厚生労働省労働基準局発行）に示された労働基準法適用事業場数をもとに各業種の事業場数の割合を考慮して送付数を割り当てた。
- ③ 調査対象は労働安全衛生法の適用事業場に限った。その結果、国家公務員の従事する官公庁等は調査対象からはずれた。また、地方公務員については労働安全衛生法の適用はあるが、国家公務員の従事する官公庁同様、地方公務員の従事する都道府県庁・市区町村役場等についても調査の対象からはずした。

(3) 調査票送付事業場

5,000 事業場

(2) に記した条件のもとに業種別・規模別に算出した下表の事業場数を目安として、無作為に対象事業場を抽出した。

【表】規模別・業種別の調査対象事業場数の目安

業種		従業員数			計
		10～49 人	50～299 人	300 人以上	
1	鉱業	2	2	1	5
2	建設業	191	191	95	477
3	食料品製造、飲料、たばこ、飼料、 繊維、衣服製造業	72	72	36	180
4	木材、木製品、パルプ、紙製造業	18	18	9	45
5	化学、石油、石炭、プラスチック、 ゴム、窯業、土石製造業	54	54	27	135
6	鉄鋼、非鉄、金属製品製造業	42	42	21	105
7	機械（一般、電気、輸送用、精密、 武器）製造業	94	94	47	235
8	その他の製造業	76	76	38	190
9	電気、ガス、熱供給、水道業	10	10	5	25
10	運輸、通信業	118	118	59	295
11	卸売、小売業、サービス業	1,149	1,149	575	2,873
12	その他	174	174	87	435
計		2,000	2,000	1,000	5,000

2. 調査項目

(1) 事業場に関する事項

- ① 業種
- ② 労働者数
- ③ 敷地、建物の管理形態

(2) 職場における喫煙対策の実施状況に関する事項

- ① 喫煙者率（喫煙習慣のある者の割合）
- ② 受動喫煙による健康影響の知識
- ③ 職場における喫煙対策のためのガイドラインについての知識
- ④ 屋外排気が困難な喫煙室などに対する厚生労働省からの通達についての知識
- ⑤ 何らかの喫煙対策の取組み状況
- ⑥ 具体的な喫煙対策実施状況
  - ア 禁煙・分煙の実施状況
  - イ 喫煙対策担当部署の決定、健康教育、禁煙サポートなどの実施状況
  - ウ 喫煙者への配慮
  - エ 喫煙室等の排気設備の状況
  - オ 空気環境測定の実施状況
- ⑦ 喫煙対策に取り組んでいない事業場について、その理由及び今後の方針

(3) 調査票

5～8ページのとおり

3. 調査期間

平成20年10月24日～平成20年12月25日

4. 回収結果及び集計

アンケートの回答結果は、下表のとおりであった。

労働者数10人以上の事業場を調査対象としたが、回収結果では労働者数1～9人と回答した事業場が回収数の約3.2%あった。

集計にあたっては従来の調査との整合性を図るため、労働者数1～9人の事業場を除外して集計した。

なお、労働者数1～9人の事業場を含めた集計結果を参考資料として添付した。

調査票送付事業場数	5,000事業場	
	労働者数1～9人の事業場等を除く	労働者数1～9人の事業場等を含む
有効回答数	2,369事業場	2,447事業場
有効回答率	47.38%	48.94%





問6. 厚生労働省から「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が示されていることを知っていますか

1. 内容も含め知っている      2. あることは知っているが内容はよく知らない  
3. 知らない

問7. 厚生労働省から、屋外排気型の喫煙室の設置が困難など、十分な対策を行うことが困難な場合には**全面禁煙**とするように勧奨されていることを知っていますか

1. 知っている      2. 知らない

問8. 貴事業場では何らかの喫煙対策※に取り組んでいますか

1. 取り組んでいる  
2. 取り組んでいない → 問14へ（4ページ）

※喫煙対策とは：建物内禁煙の実施、喫煙室等の設置、喫煙対策担当部署の指定、喫煙者に対する健康指導、喫煙に関する教育等、職場内の喫煙に関するなんらかの措置を言います。

問9. 貴事業場の喫煙対策は「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づいていますか

1. 基づいている      2. 基づいてはいない      3. わからない

〔以下、このアンケートで、「全面禁煙」とは、建物内に喫煙室等の喫煙できる場所が一切なく、建物内全体が常に禁煙であることをいいます。〕

問10. 貴事業場における次の喫煙対策の実施状況等はどうなっていますか

①禁煙・分煙の実施状況

次の対策項目について、貴事業場の建物・敷地の管理・占有等の状況に応じて、回答可能な項目すべてについて、右の「実施状況又は予定」欄にご回答ください

対策項目	実施状況又は予定
ア 建物内に喫煙室※又は喫煙コーナー※を設置	1 実施済み    2 計画中    3 検討したい    4 予定はない (全面禁煙を実施している場合は該当しません。)
イ 建物内の自社占有部分は常に禁煙	1 実施済み    2 計画中    3 検討したい    4 予定はない
ウ 建物内は全面禁煙	1 実施済み    2 計画中    3 検討したい    4 予定はない (喫煙室などがある場合は「1 実施済み」は選択できません。)
エ 建物内に加え敷地部分もすべて禁煙	1 実施済み    2 計画中    3 検討したい    4 予定はない
オ その他の実施事項	具体的にご記入ください

※ 喫煙室：出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋

※ 喫煙コーナー：天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域

②その他の対策の実施状況

対策項目	実施状況又は予定
ア 喫煙対策の担当部署を決めている	1 実施済み    2 計画中    3 検討したい    4 予定はない
イ 喫煙に関する健康指導を実施している	1 実施済み    2 計画中    3 検討したい    4 予定はない
ウ 禁煙サポート※等により喫煙者を減らす活動をしている	1 実施済み    2 計画中    3 検討したい    4 予定はない
エ その他の実施事項	具体的にご記入ください

※ 禁煙サポート：禁煙を希望する者に対して禁煙を支援すること

問11. (問10①で「ウ 建物内は全面禁煙」の「1 実施済み」に○をつけた事業場のみ回答してください)

屋外に喫煙場所を設けていますか。

- 1 屋外に喫煙場所を設けている
- 2 特に喫煙者の喫煙場所に関与や配慮はしてない
- 3 その他 ( )

問12. (問10①で「ウ 建物内は全面禁煙」および「エ 建物内に加え、敷地部分もすべて禁煙」のいずれにも「1 実施済み」に○をつけなかった事業場のみ回答してください)

全面禁煙にしていない理由は何ですか (複数回答可)

1. 喫煙者の理解・協力が得られない
2. 事業場の責任者の理解が得られない
3. 自社ビルではないため自社の判断で禁煙に出来ない (テナント等)
4. 来客者が多く協力が得られない場合がある
5. 建物内に喫煙室または喫煙コーナーを設置しており分煙ができています
6. その他 ( )

問13. (問10①で「ア 建物内に喫煙室又は喫煙コーナーを設置」で「1 実施済み」に○をつけた事業場のみお答えください。)

① 喫煙室又は喫煙コーナーは次のうちどれに該当しますか。複数設置されている場合は、該当するものすべてに○をつけてください。

1. 屋外排気型※の喫煙室
2. 屋外排気型※ではない喫煙室
3. 屋外排気型※の喫煙コーナー
4. 屋外排気型※ではない喫煙コーナー
5. その他 ( )

※ 屋外排気型:たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の排気装置 (換気扇、局所排気装置等) を設置した喫煙室等

② ガイドラインでは、喫煙対策の効果の把握と、維持管理のために職場の空気環境の測定を実施することとされています。下表の場所において、測定している項目 (粉じん濃度等) をすべて○で囲んでください。測定していない場合はその理由をご記入ください。

職場の空気環境の測定状況

測定場所	ガイドラインに基づいて測定している項目にすべて○をつけてください	測定していない項目がある場合、その理由を○で囲んでください (複数回答可)。
非喫煙場所 (事務室を含む)	1 粉じん濃度 2 一酸化炭素濃度	1. 測定する必要があること (ガイドライン) を知らなかった 2. 事業場内の合意が得られない 3. 測定する手段 (測定器、人) がない 4. 測定方法がわからない 5. 予算がない 6. ビル管理会社にまかせている 7. その他 (具体的に) [ ]
喫煙室等の内部	1 粉じん濃度 2 一酸化炭素濃度	
非喫煙場所と喫煙室の境界	1 粉じん濃度 2 一酸化炭素濃度 3 気流の風速と向き	

問8で「1 取り組んでいる」と回答された事業場はこれで終了です。

ご協力ありがとうございました。

問14 (問8で「2 取り組んでいない」と回答された事業場のみ回答してください。)

①喫煙対策に取り組んでいない理由は何ですか (複数回答可)

1. 経営トップの理解・指示がない
2. 事業場内の合意が得られない
3. どのように取り組めばよいのか分からない
4. 喫煙室又は喫煙コーナーを設けるスペースがない
5. 取り組む資金がない
6. 自社ビルではない(テナント等)ため、自社の判断でできない
7. 来客者が多く協力が得られない場合がある。
8. その他 ( )

②今後、喫煙対策に取り組む予定はありますか

1. ある
2. ない

③ (前問②で「1 ある」と回答された事業場のみ回答してください。)

取り組む予定の項目はつぎのうちどれですか (複数回答可)

1. 建物内に喫煙室\*又は喫煙コーナー\*を設置する
2. 建物内の自社占有部分は禁煙 (喫煙室等もない) にする
3. 建物内は全面禁煙 (喫煙室等もない) にする
4. 建物内に加え、敷地部分もすべて禁煙 (敷地部分に喫煙場所がない) にする
5. 喫煙対策の担当部署を決める
6. 喫煙に関する健康指導を実施する
7. 禁煙サポート\*等により喫煙者を減らす
8. その他 ( )

※ 喫煙室：出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋

※ 喫煙コーナー：天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域

※ 禁煙サポート：禁煙を希望する者に対して禁煙を支援すること

**ご協力ありがとうございました。**